

神奈川県漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、神奈川県地先海面における宝石サンゴの採捕を禁止する。ただし、神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和8年2月10日

神奈川県漁業調整委員会
会長 櫻本和美

1 宝石サンゴの種類等

採捕を禁止する宝石サンゴは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸とする。

2 指示の有効期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで